

令和6年能登半島地震災害義援金

日本赤十字社では、令和6年能登半島地震災害による義援金を受け付けております。皆さま方からお寄せいただきました義援金は、被災地の方々の生活を支援するため、被災都道府県が設置する義援金配分委員会へ全額をお送りします。

- ・義援金名 『令和6年能登半島地震災害義援金』
- ・実施期間 令和6年1月5日(金)から令和9年3月31日(水)
※期間が延長になりました

・税制上の取り扱いについて

個人については、所得税法第78条第2項第1号、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に該当します。法人については、法人税法第37条第3項第1号に規定する寄附金に該当します。

・ご協力方法

1.【郵便局・ゆうちょ銀行】

口座記号番号「00150-7-325411」

口座加入者名「日赤令和6年能登半島地震災害義援金」

※郵便局、ゆうちょ銀行窓口での取り扱いの場合、振替手数料は無料です。

※受領証発行を希望する場合は、通信欄に「受領証希望」と記載してください。

2.【窓口ご持参によるご協力】

下記窓口で受付しておりますので、直接ご持参ください

【窓口】

日本赤十字社苫小牧市地区事務局

苫小牧市旭町4丁目5番6号

苫小牧市役所福祉部総合福祉課(1階13番窓口)